

対法務当局

人事課 作成

令和4年10月28日(金) 衆・法務委 吉田 はるみ 議員(立憲)

2問 檢察官の人事評価の内容及び評価結果の昇給や人事への反映状況について、法務当局に問う。

[検察官の人事評価の内容]

- 檢察官の人事評価は、他の一般職の国家公務員と同様、国家公務員法の人事評価制度に関する規定の適用があり、各検察官の捜査公判能力、管理者としての能力、執務姿勢等を総合的に勘案して、能力評価と業績評価が実施されている(注)。

[評価結果の活用]

- 昇給等に関しては、人事評価の結果を踏まえつつ、能力・適性等を勘案して適切に実施しているところ。】

(注) 人事評価の基準、方法等に関する政令第3条により、検察庁法第15条第1項に規定する職員(検事総長、次長検事及び各検事長)については、人事評価は実施しないことができるとしており、これらの者について人事評価はなされていない。

能力評価は、評価期間(10月1日から翌年9月30日まで)において職員が発揮した能力について評価を行っている(年1回)。

業績評価は、評価期間(10月1日から翌年3月31日まで、4月1日から9月30日まで)において職員の果たすべき役割の達成状況について評価を行っている(年2回)。

標語は、一般職の国家公務員の人事評価制度の改正に合わせて、令和4年10月からは「卓越して優秀」から「不十分」までの6段階評価となっている(検事正等の幹部職員は、AからC)。

(なお、一般職の国家公務員は、職員の果たすべき役割の達成状況について目標設定の方法を用いるなどして人事評価を行っているが、検察官の場合はそれが適当ではないため目標設定の方法は用いていない。)

(参考1) 人事評価の根拠

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）

（人事評価の実施）

第70条の3 職員の執務については、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

② (略)

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）

（人事評価実施規程）

第1条 人事評価は、国家公務員法（以下「法」という。）第3章第4節の規定及びこの政令の規定並びにこれらの規定に基づき所轄庁の長が定めた人事評価の実施に関する規程（以下「人事評価実施規程」という。）に基づいて実施するものとする。

2・3 (略)

○法務省人事評価実施規則（平成21年9月2日付け法務大臣訓令）

第16条 檢察官の人事評価は、検察官調査表により行い、その作成等については、別に定める。

○検察庁に勤務する検察官に係る検察官調査表の作成等について（平成21年9月28日付け法務事務次官依命通達）

(参考2) 平成26年11月12日衆議院法務委員会

○今井委員 （前略）一般論として法務省さんにお伺いしますけれども、検事の人事評価ですね、正しい適切な判断をして起訴しているかどうか、そういう定性的な面も含めて、人事評価というのはどういう形で今やっておられるでしょうか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

検察官の人事評価につきましては、他の一般職の国家公務員と同様に、平成二十一年四月一日に施行されました改正国家公務員法の人事評価制度に関する規定の適用がございます。各検察官の捜査、公判能力、管理者としての能力、執務姿勢等を総合的に勘案して、能力評価と業績評価が実施されております。

具体的に申し上げますと、例えば捜査、公判能力につきましては、捜査処理の組み立てや証拠分析、関係者への対応等が適切になされているかなど、また、管理者としての能力につきましては、部下職員に対する

適切な指揮、指導等を行っているかなど、また、執務姿勢につきましては、自己の職責を十分に把握した上で責任ある事務処理を行っているかなどという観点から評価することとなっております。

○今井委員 それでは、もう一度お伺いしますけれども、例えば、今回のような事案も含めて、それぞれの個別の事案でそれぞれの担当検事がどういう判断をしたかということを全て踏まえた上で人事の評価をしていく、そういうことでよろしいですか。

○小野瀬政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、例えば捜査、公判能力につきましては、捜査処理の組み立てや証拠分析等々が適切になされているかといったようなことを見ているわけでございますけれども、それに当たりましては、被評価者からの自己申告というものもありますけれども、日ごろの業務の中での、例えば決裁ですとかあるいは報告、そういったようなさまざまな場面等を通じて評価を行っているというものでございます。

○今井委員 もう一度確認します。

ですから、個別事案について一つ一つチェックをされるということでよろしいんですね。イエスかノーで答えてください。

○小野瀬政府参考人 あくまでも一般論として申し上げますと、そういった個別事件におきます捜査処理の組み立てや証拠分析等、そういったものも含めて判断しているというものでございます。

【責任者：人事課 佐藤人事課長 内線■ 携帯■】